

現在の大学図書館における 著作権事情

土屋俊
(千葉大学)

報告の範囲

- そもそもの発端は、機関リポジトリ搭載資料の著作権の扱いに関する話題（Green Journal, 日本の学会等）
- ついでに現在の状況を展望しておきたい
 - （印刷体の）複製に関する著作権法31条の運用の実態（解決済み）
 - とくに図書館間協力による遠隔複写の位置づけ（解決済み）
 - 電子的資料のライセンス利用の拡大による状況の変化
 - 遡及電子化にかかわる複製権に関する理解と実態（時間的にはこっちが先）

大学における複製

- 1987年に複写権センターの準備委員会から国大協に申し入れ
 - 教育研究のための複製
 - 図書館における複製
 - 事務のための複製

大学における複製

- 1987年に複写権センターの準備委員会から国大協に申し入れ
 - 教育研究のための複製
 - とりあえず35条。実態不明。とりたてて対応せず
 - 図書館における複製
 - 31条で運用。「セルフ式コピー機」「ILL」が問題
 - 国交私立大学図書館協力委員会で対応
 - 事務のための複製
 - 国立大は42条を含む(10%割引)が、基本的に包括許諾を買う方向(1998年前後に決着)

協力委員会での対応(1)

- 「セルフ式コピー」

- 厳密な4条件(事前申請・事後点検・)実施が不可能なところから、一定の条件で許諾を得て実施する方向性(平成10年段階)

- しかし、31条を運用することとの関係で、複写権センターの交渉の結果、「実務要項」実施によって31条の権利制限による無許諾無報酬の複製とすることで合意。

- 著作権思想普及の努力

- 誓約書つき申請によって、事前事後の現物点検を免除

協力委員会での対応(2)

- 図書館間協力の複写物をFAXで送信することについて
 - もともとは、遠隔利用一般について異議あった
 - 平成12年からの著作権分科会で話題
 - 全館種では困難なので、大学図書館に限定して別途交渉
 - 平成16年3月に、JCLSおよび学著協と無料許諾の契約(学著協は17年合意に移行)
 - 「代理人説」を採用
 - メール添付なども含む
 - ほとんどがSTM外国雑誌だったので許諾が可能

電子ジャーナルと著作権

- 物品購入契約から使用許諾契約(役務契約)に移行したので、著作権法が出る余地はほとんどなくなった(⇒問題の解消)
- 契約上問題になるのは、
 - 機関との契約か、エンドユーザ・ライセンスか？
 - システムティック・ダウンロード
 - プリントアウトのILL利用、ファイルのILL利用
 - 契約終了後のアクセス権
 - 保存のために複製を蓄積する図書館の権利
 - 「版面」への権利(⇔「著者最終版」) ←著者の問題

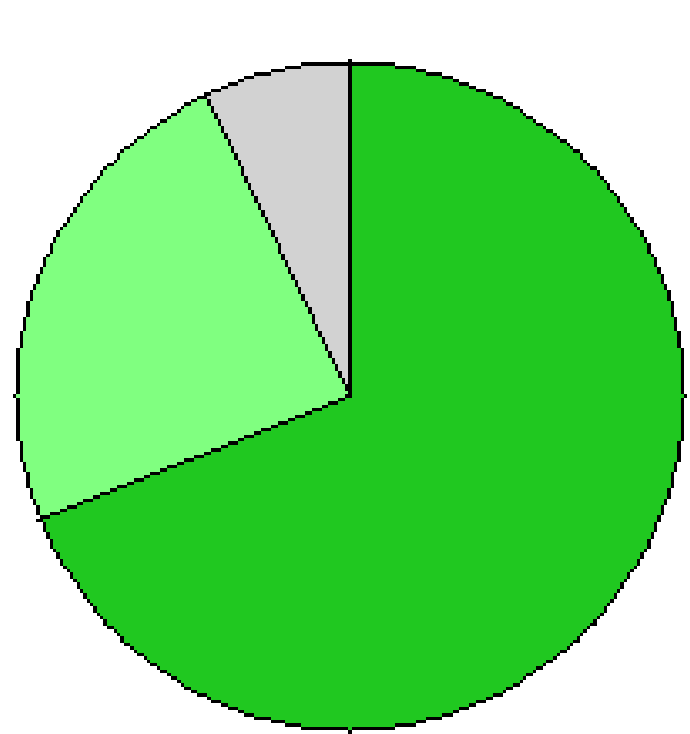
機関リポジトリと著作権




- 問題の所在(1): 図書館としては、権利者の許諾を得て、複製作成・公衆送信を行いたい
- 問題の所在(2): 機関リポジトリがオープンアクセスに寄与するものであるならば、著者の権利行使として扱いたいが、権利が出版者にある場合には、その権利者の許諾が必要である
- では、権利者たる出版者は、そのような許諾についてどう考えるのか

Green Journal問題

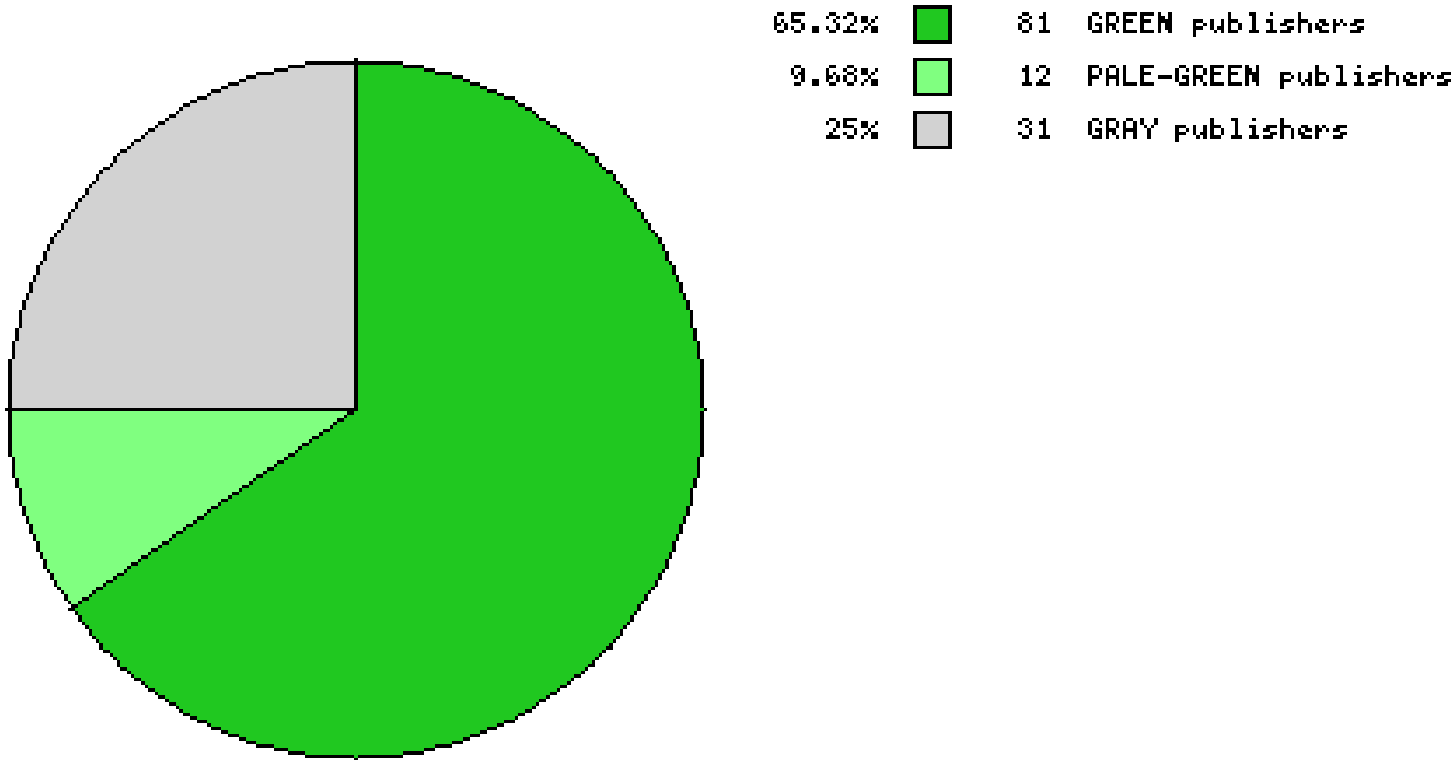
- ・ RoMEO(Rights MEtadata for Open archiving)プロジェクト
 - 権利関係に関する調査(2002年下期)
 - JISC資金による
 - ISIの調査対象誌約8000について、タイトルごと、出版者ごとに
 - 多数のAgreementsを精査
 - かなりが、アグリーメントでSelf-archiveを認めているという認識(「投稿規程による場合もある」)

Journal Policy Chart



68.89%		5934	GREEN journals
24.1%		2076	PALE-GREEN journals
7.01%		604	GRAY journals

Publisher Policy Chart



国内学術雑誌の場合

- 紀要は？
 - 権利者はほとんど著者であるので著者の許諾で十分
 - ただし、過去分には遡るのが大変
- 学会誌の場合には複雑かつ多様
 - 権利帰属が不明確
 - 投稿規程すらちゃんとしていないところが多い
 - むやみに高い許諾料を「ふっかける」ところが出てきている。

これまでの取り組み

- 先導的電子図書館プロジェクト等
 - － 学内生産資料に関する許諾取得例
 - 筑波、奈良先端
 - － 学外生産資料に関する許諾取得例
 - 神戸
 - － 震災1枚もの資料
 - 奈良先端
 - － 東大出版会(200冊以上)を含めて800冊以上30万円近く
- 千葉大学リポジトリ
 - － 運用指針＋登録申請

オープンデジタル資料にかかわる問題

- 著者に著作権がある場合には、単に許諾の問題。図書館に対して、複製と公衆送信等を許諾。
- ただし、
 - そもそも権利者が不明確な場合(修士論文等)
 - 共著の場合
 - 資金提供者などから公開の義務付けが存在する場合

今後の課題

- 国内学会系出版物（とくに雑誌）の権利関係の（著者を含めた）明確化・「自覚化」と、それを前提とする共同電子化
⇒ ILL負担の軽減につながる
- 図書館との関係（通常、国内学術雑誌（紀要を含む）は2/3が「寄贈交換」）が複雑。つまり、もともと、ほとんどがオープンアクセス
- 意識・自覚・知識の問題が最大の問題！ 政策課題として取り上げることの周知効果